

# 報告資料 1

## 昭島市教育委員会教育長告示第 1 号

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定による年齢層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成 16 年昭島市教育委員会教育長告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

令和 6 年 7 月 17 日

昭島市教育委員会教育長 山下秀男

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
25 歳未満	5,872円	13,442円
25 歳以上 30 歳未満	6,380円	14,842円
30 歳以上 35 歳未満	6,712円	17,619円
35 歳以上 40 歳未満	7,078円	20,649円
40 歳以上 45 歳未満	7,268円	21,971円
45 歳以上 50 歳未満	7,433円	22,886円
50 歳以上 55 歳未満	7,290円	24,916円
55 歳以上 60 歳未満	6,975円	25,385円
60 歳以上 65 歳未満	5,860円	21,314円
65 歳以上 70 歳未満	4,060円	16,075円
70 歳以上	4,060円	13,442円

### 附 則

- この告示は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定による年齢層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新		旧			
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,872 円	13,442 円	25歳未満	5,333円	13,287円
25歳以上30歳未満	6,380 円	14,842 円	25歳以上30歳未満	5,894円	13,958円
30歳以上35歳未満	6,712 円	17,619 円	30歳以上35歳未満	6,233円	16,456円
35歳以上40歳未満	7,078 円	20,649 円	35歳以上40歳未満	6,654円	19,157円
40歳以上45歳未満	7,268 円	21,971 円	40歳以上45歳未満	6,893円	21,279円
45歳以上50歳未満	7,433 円	22,886 円	45歳以上50歳未満	7,031円	24,269円
50歳以上55歳未満	7,290 円	24,916 円	50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円
55歳以上60歳未満	6,975 円	25,385 円	55歳以上60歳未満	6,191円	24,976円
60歳以上65歳未満	5,860 円	21,314 円	60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円
65歳以上70歳未満	4,060 円	16,075 円	65歳以上70歳未満	3,920円	15,558円
70歳以上	4,060 円	13,442 円	70歳以上	3,920円	13,287円